

令和6年度

広域農道阿南丹生谷線(元信トンネル)

定期点検業務

特記仕様書

阿南市 産業部 農地整備課

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、阿南市が実施する令和6年度 広域農道阿南丹生谷線（元信トンネル）定期点検業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

本業務に関する設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」等を準用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、農林水産省農村振興局によるインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、農道トンネルの定期点検（二回目以降）を実施するものである。

点検は、「道路トンネル定期点検要領（国土交通省道路局：平成31年2月）（以下、「点検要領」という。）」を基に変状展開図及び点検表等を作成し、トンネルの長寿命化（補修設計、維持管理）を行うにあたり必要となる基礎資料の作成及び個別施設計画の見直しを行うことを目的とする。

第3条 対象トンネル

本業務において、対象とするトンネル（以下「対象トンネル」という。）は、下記の道路トンネルとする。

- ・ 広域農道阿南丹生谷線 元信トンネル L=194.0m

第4条 適用（準用）基準

本業務は、点検要領により実施するものとし、必要に応じて次に掲げる基準を準用するものとする。

- ・ 道路トンネル定期点検要領（国土交通省道路局：平成31年2月）
- ・ 農道保全対策の手引き（農林水産省農村振興局：令和3年4月）
- ・ その他関連基準等

第5条 貸与資料等

本業務で使用する図書その他資料として、次に掲げるものを貸与する。

- ・ 道路台帳
- ・ トンネル台帳
- ・ 既存成果（平成31年3月）
- ・ その他関連図書

第6条 管理技術者

管理技術者は、次の各号のいずれかの資格を有し、かつ、トンネルの点検業務及び診断業務に関する実務経験を有する者でなければならない。

- (1) 技術士（建設部門：トンネル）
- (2) RCCM（トンネル部門）

第7条 点検員及び調査技術者

本業務に従事するトンネルの点検員及び調査技術者は、道路トンネルの定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。なお、管理技術者はこれらを兼務することができるものとする。

第8条 業務内容

(1) 計画準備

点検に必要な資料の収集・出力、業務計画書及び実施計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成を行う。

1) 計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。

2) 資料収集整理

業務計画書及び詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

3) 現地踏査

点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

4) 関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議資料、説明資料の作成を行う。

(2) 状態の把握（点検）

「点検要領」に基づき、高所作業車等を用いてトンネル本体工及び附属物の取付金具類やアンカー等を近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）にて行う。

(3) 健全性の診断

1) 点検または調査により、トンネル本体工の変状等の状態判定を外力、材質劣化、漏水の変状に区分して行うものとする。

材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に健全性の診断を行う。また、応急対策及び本対策の必要性及びその緊急性の判定を行う。

2) 変状毎及び覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状のうちで最も評価の厳しい変状等の評価を採用し、その覆工スパン単位での健全性とする。さらに各トンネルの各覆工スパン単位での最も評価の低い健全性を採用し、そのトンネル単位の健全性とする。

3) 附属物の取付け状態に対する判定（以下、「異常判定」という。）は、点検員が現地にて判定区分を用いて行う。

(4) 報告書作成

1) 点検調書の作成

点検・調査結果及び診断結果を基に「点検結果調書」を Microsoft Excel にて作成し記

録するものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

2) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検結果調書等のとりまとめを行う。

なお、Microsoft Excel で作成した点検結果調書については、電子媒体でも納品すること。

3) 個別施設計画の見直し

個別施設計画は、農林水産省が農道の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするためのものであり、必要に応じて「個別施設計画（トンネル）」の見直しを行う。

トンネルの健全度は下表の通り区分し、健全度評価に合わせ、予防保全措置（経過観察・修繕等）を行う期間を設定し、緊急性が高いものについては、予防保全措置（修繕等）又は事後保全措置（老朽化対策）について検討する。

区 分		状 況
I	健全	施設の機能に支障が生じていない状況。
II	予防保全段階	施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状況。
III	早期措置段階	施設の機能の支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	施設の機能に支障が生じている又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

第9条 機械器具費及び安全対策

本業務の履行にあたっては、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を講じなければならない。

- ・ 保安施設（カラーコーン、矢印板（山型）、看板、回転灯、発電機含む）
- ・ 高所作業車（自走式（ホイール）ブーム型）
- ・ 投光機（400W×2灯）
- ・ 交通誘導警備員

配置人数等は以下を見込んでいるが、警察協議等により変更が生じる場合は発注者と協議を行うものとする。

規制日数：昼間 1日

配置人数：交通誘導警備員 B 2人（2人×1日=2人）

- ・ 十分安全に留意し、作業すること。

第10条 打合せ協議

本業務における打合せ協議は3回を予定している。ただし、業務を適正かつ円滑に実施するために必要と認められる場合は、発注者と協議した上で、その都度実施するものとする。

なお、業務着手時及び成果品納品時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

- ・ 業務着手時
- ・ 中間打合せ（1回）
- ・ 成果品納品時

第11条 成果品

本業務の成果品は、次に掲げるものを提出するものとする。

- ・ 報告書（A4 チューブファイル綴じ） 2部（正副各1部）
- ・ 電子納品媒体 CD-R（エクセル・PDF・SFC等） 2部（正副各1部）
- ・ その他、発注者が必要と認めるもの

第12条 その他

本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。